

第 3 回検討会における主なご意見

1. 運営費交付金の在り方

- 2 ページの下から 2 番目の丸に「各国立大学法人等の規模や組織の在り方については」ということで、ヒアリングしながら適正規模を考えてもらっているが、このまとめというものは、要するに、運交金の在り方というのを、各法人の規模等が適切に設定されることを前提としてつくったものと記載があり、この適正な規模とは何かというのを考えることが必要。
- 教員を適正規模だといって、もし 2040 年を考えて学生と教員を減らしたら、運交金が減ってしまうというような話に直接的/短絡的になってしまうと、せっかく考えたものが壊れてしまいかねない。しかし、両方必要なことなので、両立できるように、その枠組みを考えることが必要。
- 国大協の中で今議論している国立大学システムについて、早ければ 2030 年ぐらいには一部稼働する話になっていたように思うが、今後、各国立大学にとっては影響が大きいと思うので、連動性をどう図っていくのか調整が必要。

2. 教育研究の基盤を支える枠組み（第 1 層）

- 経済界のほうでは、博士人材の育成について興味を持たれている。これは AI の飛躍的發展という背景もあるが、これからの大学教育とか研究の在り方そのものに根本的な変革を迫るものではないかと思う。自ら問いを立てる力とか、未知の課題を発見する力を育む場へと大学が転換していくためにも、経済界としては、大学院における高度人材・博士人材の育成の強化を強く求めることができるし、適切な研究指導体制も担保できるように、積算単価における大学院への重点配分、あるいは補正係数についての今後の調査の検討も期待される。
- 人材の流動化という意味になるが、産学の間での人材流動性をこれから活性化させる必要がある。日本において、まだ産学では十分に人材の流動化が行われているとは言いがたい状況にあるが、逆に言えば、その余地も大きい。大学は経済界の水準の処遇で、優秀な経営人材や研究者を呼び込むことは難しいので、こういった交付金の改革の中でできるだけ実現させることによって、企業側も大学の人材の価値を正しく評価として受けることができるようになる。この産学融合による活発な人材・知識の循環については、今後の交付金制度の設計の中で一つのエレメントになるのではないかと。
- 学生の納付金、授業料について、大学全体の収入という観点からすると、各大学が外国人留学生を増やしたいと言っていることに鑑みると、外国人留学生の授業料というのは今、自由化されており、そういった考え方とか、あるいは社会人学生の授業料の在り方みたいなものはまだ自由度があるのではないかとと思うので、特に学部というよりは大学院の授業料の在り方については議論が必要。

3. 各法人の戦略的な取り組みを推進する枠組み（第2層）

- 1層と2層の違いは、かなり具体的に解像度が上がってきたという意味で、第1層のほうは、中で進めていけばいいと思うが、第2層をどう考えていくのかに議論があるところ。

政策実現とか機能強化の取組は、国立大学の中で非常に意欲的な大学とそこまでない大学との差は出ており、しっかり評価する必要があるが、実現可能性をどこまで見るべきか、いかに高い目標を上げていても、実現不可能なものであってはならず、着実に実現できるようなものにしていくということは、学長・総長の裁量にも関わり、その下に続く成果・実績、これをどう測っていくのかということにもよるので、この3つは三位一体ではないだろうか。

- 2層の部分を政策実現・機能強化の取組、学長裁量経費、成果・実績に基づく配分と3つに分けているが、特に政策実現・機能強化の取組に対して、中目・中計との関係で、意欲ある取組を、国立大学が自ら取り組みたいと思ったときに、支援される枠組みが出来たことは、いいことだと思う。そこに学長裁量経費が重複するので、そこが学長のリーダーシップであり、運営費交付金からの支援ということで、国立大学がそれぞれのミッションを果たし、それを基に国民に対してしっかり説明責任を果たすということができるようになれば良いのではないか。
- 学長の裁量については結果的に成果だと思うので、成果がちゃんと出せるような、タスクとKPIみたいなものをしっかりと打ち出してくるところにどういう評価を与えるのかということに関わってくるのではないか。
- 第2層のところを実際にどのようにミッション実現を評価していくのかについて、資料1-2の2層の部分の3つ目に、成果・実績に基づく配分というところがある。今、大学については、大学の質保証・質向上に関する新たな質保証の枠組みが別途、中央教育審議会等でも議論されていて、大学としては今後新たに、国公立も含めて、どのような評価基準が今後定まっていくかというのに関心を寄せているところなので、今度はミッションを立てる部分だけではなく、実際どのように実現して、それがどう評価されていくかといったところも大事になってくると思う。
- 成果・実績に基づく配分のところで、評価の枠組みをどのようにつくっていくのか。特に質保証・質向上のほうでは、今までの機関別評価から、学部別、あるいは、大学院のほうも今議論がされており、実際に行った教育研究活動についての評価が、星をつけるという形で中央教育審議会のほうからまとめがされつつあるが、その質保証・質向上の評価と、こうした中長期にわたる運営費交付金を国立大学のほうにどのように反映させて連動していくか、国立大学にも関わってくるころにもなると思う。
- 評価の在り方について、法人評価、共通指標もあり、法人評価の中には、大学単位のものもあれば、現況分析もあり、さらに新たな評価もありと、あまりにも評価が多過ぎるというのは大学のほうも強く感じて苦労しているところだと思う。今回の

交付金の議論は、そういう複雑になってしまっている評価をシンプル化して、使えるものはしっかりと使い、厳選された評価を活用していくということを考えるべき。

- 共通指標の中で、特に、教育のところがあまりよく指標が出来ていないのではないかという話があり、そういう意味で、例えば新たな評価などを活用すれば、教育の質まで見た結果を活用できる可能性はあり、まだ今後の論点として残っているところかと思う。
- 政策実現の部分に関しては、これまでも機能強化という形でやってきているところなので、その評価の仕組みをどうしていくか、具体的評価の方法、法人評価との関係をどうするか考えることが必要。
- 次期中計・中目でどういう大学がビジョンとかミッションを掲げて、どのミッションを一番優先するか、これからアクションプランを立てていくわけだが、そのアクションプランがビジョン・ミッションに密接にリンクしたタスクになっていなければいけないと思う。そのタスクというのが恐らく KPI と密接に絡み合ってくるので、KPI が測定可能なものでなければいけないというところの難しさがある。各大学によって出てくる KPI が恐らく違ってくるため、どう平準化というか公平・公正な目で見えていくのかというところの仕組みの設計を今後どうしていくか考えることが必要。
- 大学が自律的な経営戦略を確立する大きなチャンスが来た。いわゆる教育研究の基盤をしっかりと支えるという大前提の中で、自らの経営資源の棚卸をして、限られた経営資源をどこに集中させるかというリスクを取った経営判断が今後求められると思う。それは民間企業と同じようなこととなるが、もちろん大学として固有のいろんな役割・課題があるので、一定のリスクを取った経営判断がこれからは必要。そういう意味で、第 2 層の評価の在り方というのは大変重要。アウトプットの量だけを見て判断するのではなく、クオリティーとか、中長期的な社会に対するインパクトなども捉える指標を整理する必要。
- 並行して、国立大学法人の組織や業務の見直しとか、認証評価の在り方の見直しなどが今進んでいるので、そういったものと整合性を確保することも大事。この流れの中で重複が出てくると思うので、それは避けながら、大学側の事務負担の軽減と実効性の向上を両立させるといった制度設計が必要。

4. 附属施設（附属病院、附属学校、附置研究所及び研究施設等）

- 9 ページに附属施設、附属病院の項があるが、附属病院というのは、非常に大きな学術的ポテンシャルもあれば、極めて大きなリスクにもなる。この（1）の 3 つ目の丸に、相当数の人員配置が求められているものの、その具体的な人数が明確でないという問題を指摘してあるが、大学病院のミッションとか在り方の見直しの問題と表裏一体であると思う。

大学設置基準では、附属病院というのは教育と研究のために設置するとあるが、現実には、教育研究だけではなく、まず足元の臨床をしっかりとさせる必要があり、地

域への貢献も求められている。さらに、最近では経営基盤の確保ということも言われているが、大学病院が経営のために存在すると言われると、少し違和感がある。大学病院の大きな使命というのは、いわゆる医の倫理、これはヒポクラテス以来、カント、蘭学者、明治以降の先人が引き継いできた、いわゆる社会的な倫理に加えて医の倫理というものを教えてきている。そういうことを考えてこの必要数を算定することが必要であり、大学病院の使命とあり方をもう1度見直す必要。

- 大学共同利用機関法人と各大学の共同利用・共同研究拠点は、設置の形態や対象とする広範さ、規模等は異なるが、国内外の研究者に広く開かれた存在であるという大きな共通点を持っており、ほぼ全ての学術分野を網羅する、世界に誇るシステムである。研究者の需要や研究活動を十分に支援できていないと指摘があるように、現実には運営予算の制約によって外部からの共同利用者の受入れや共同研究への十分な支援が困難な状況にあることも事実である。大学共同利用機関の研究所へは第2層による支援の強化と、共共拠点に対しては共同利用・共同研究システム形成事業による補助の拡大による長期の安定した支援の、両面から強化を行うべきである。それによって、研究費不足などに直面している全国の研究者のより積極的な参画が可能になり、大学研究者のポテンシャルを最大限に引き出して、我が国の学術水準を効率的かつ確実に向上させる施策になるのではないか。
- 大学院博士課程学生への支援拡大と、それを通じた人材循環の活性化について、ドイツのマックス・プランク研究所などの事例を見ても、若手研究者や大学院生を国際的なレベルで育成していくためには、大学共同利用機関法人の研究所や共共拠点が持つ卓越した研究環境を活用することは極めて重要。現状の連携大学院制度の活用を大幅に活用し、デュアルディグリー、ダブルディグリー制度の促進や、教員のクロスアポイントメント制度の普及とも連動させた、積極的な参画を促す制度的枠組みの整備を期待。これによって限られた人的資源のシェアや効率的な活用等、活発な人材循環を生み出すことができるのではないか。